

保医発 0630 第 1 号  
令和 5 年 6 月 30 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
（ 公 印 省 略 ）

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う  
特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」等の一部改正について

今般、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（令和 5 年厚生労働省告示第 221 号）が公布され、令和 5 年 7 月 1 日から適用されること等に  
伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、同日から適用することとするので、  
その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底  
を図られたい。

記

別添 1 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特  
定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」（令和 4 年 3 月 4 日保医  
発 0304 第 10 号）の一部改正について

別添 2 「特定保険医療材料の定義について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 12 号）  
の一部改正について

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う  
特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」  
（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 10 号）の一部改正について

- 1 別紙 1 を次に改める。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- イ 大白歯 80 点
- ロ 小白歯・前歯 50 点

(2) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

(2) その他の場合

- イ 大白歯 33 点
- ロ 小白歯・前歯 21 点

(ファイバーポスト)

- 1 本につき 61 点

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
  - a 標準型 17 点
  - b 自動練和型 17 点
- ロ グラスアイオノマー系
  - a 標準型 10 点
  - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 4 点

2 仮着 (1 歯につき) 4 点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
  - a 標準型 17 点
  - b 自動練和型 17 点
- ロ グラスアイオノマー系
  - a 標準型 10 点
  - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 又は歯科充填用即時硬化レジン 4 点

M009 充填（1窩洞につき）

1 歯科充填用材料 I

- (1) 複合レジン系
  - イ 単純なもの 11点
  - ロ 複雑なもの 29点
- (2) グラスアイオノマー系
  - イ 標準型
    - a 単純なもの 8点
    - b 複雑なもの 22点
  - ロ 自動練和型
    - a 単純なもの 9点
    - b 複雑なもの 23点

2 歯科充填用材料 II

- (1) 複合レジン系
  - イ 単純なもの 4点
  - ロ 複雑なもの 11点
- (2) グラスアイオノマー系
  - イ 標準型
    - a 単純なもの 3点
    - b 複雑なもの 8点
  - ロ 自動練和型
    - a 単純なもの 6点
    - b 複雑なもの 17点

M010 金属歯冠修復（1個につき）

1 14カラット金合金

- (1) インレー
  - 複雑なもの 1,092点
- (2) 4分の3冠 1,365点

2 金銀パラジウム合金（金12%以上）

- (1) 大白歯
  - イ インレー
    - a 単純なもの 370点
    - b 複雑なもの 684点
  - ロ 5分の4冠 861点
  - ハ 全部金属冠 1,083点
- (2) 小白歯・前歯
  - イ インレー
    - a 単純なもの 252点
    - b 複雑なもの 501点
  - ロ 4分の3冠 618点
  - ハ 5分の4冠 618点
  - ニ 全部金属冠 775点

3 銀合金

- (1) 大白歯
  - イ インレー

a	単純なもの	23 点
b	複雑なもの	40 点
ロ	5分の4冠	51 点
ハ	全部金属冠	63 点
(2)	小白歯・前歯・乳歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	14 点
b	複雑なもの	30 点
ロ	4分の3冠（乳歯を除く。）	36 点
ハ	5分の4冠（乳歯を除く。）	36 点
ニ	全部金属冠	46 点
M010-2	チタン冠（1歯につき）	66 点
M010-3	接着冠（1歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1)	前歯	618 点
(2)	小白歯	618 点
(3)	大白歯	861 点
2	銀合金	
(1)	前歯	36 点
(2)	小白歯	36 点
(3)	大白歯	51 点
M010-4	根面被覆（1歯につき）	
1	根面板によるもの	
(1)	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
イ	大白歯	370 点
ロ	小白歯・前歯	252 点
(2)	銀合金	
イ	大白歯	23 点
ロ	小白歯・前歯	14 点
2	レジン充填によるもの	
(1)	複合レジン系	11 点
(2)	ガラスアイオノマー系	
イ	標準型	8 点
ロ	自動練和型	9 点
M011	レジン前装金属冠（1歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合	966 点
2	銀合金を用いた場合	102 点
M011-2	レジン前装チタン冠（1歯につき）	66 点
M015	非金属歯冠修復（1歯につき）	
1	レジンインレー	
(1)	単純なもの	29 点
(2)	複雑なもの	40 点
2	硬質レジンジャケット冠	
(1)	歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2)	歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD/CAM冠（1歯につき）

1 前歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅳ） 438点

2 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 188点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 181点

3 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 350点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

M015-3 CAD/CAMインレー（1歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 188点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 181点

2 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 350点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1歯につき）

1 乳歯金属冠 30点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]

1歯につき 2点

M016-3 既製金属冠（1歯につき）

29点

M017 ポンティック（1歯につき）

1 鑄造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）

イ 大臼歯 1,247点

ロ 小臼歯 939点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯 51点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合

イ 前歯 749点

ロ 小臼歯 939点

ハ 大臼歯 1,247点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯 65点

ロ 小臼歯 65点

ハ 大臼歯 65点

M017-2 高強度硬質レジnbrリッジ（1装置につき）

1,629点

M018 有床義歯

[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]

1 局部義歯（1床につき）

(1) 1 歯から 4 歯まで	2 点
(2) 5 歯から 8 歯まで	3 点
(3) 9 歯から 11 歯まで	5 点
(4) 12 歯から 14 歯まで	7 点
2 総義歯（1 顎につき）	10 点
M019 熱可塑性樹脂有床義歯（1 床につき）	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
熱可塑性樹脂有床義歯（1 床につき）	37 点
M020 鑄造鉤（1 個につき）	
1 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	1,415 点
ロ 犬歯・小白歯	1,151 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大白歯	1,151 点
ロ 犬歯・小白歯	884 点
ハ 前歯（切歯）	681 点
2 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	997 点
ロ 犬歯・小白歯	780 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大白歯	684 点
ロ 犬歯・小白歯	595 点
ハ 前歯（切歯）	552 点
3 鑄造用コバルトクロム合金	5 点
M021 線鉤（1 個につき）	
1 不銹鋼及び特殊鋼	7 点
2 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	676 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	523 点
M021-2 コンビネーション鉤（1 個につき）	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	276 点
(2) 犬歯・小白歯	298 点
(3) 大白歯	342 点
2 鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	38 点
(2) 犬歯・小白歯	38 点
(3) 大白歯	38 点
M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき）	
1 磁石構造体	777 点
2 キーパー付き根面板	
（根面板の保険医療材料料（1 歯につき））	

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ 大臼歯	684 点
ロ 小臼歯・前歯	501 点

(2) 銀合金

イ 大臼歯	40 点
ロ 小臼歯・前歯	30 点

(キーパー)

1 個につき	233 点
--------	-------

M023 バー（1 個につき）

1 鋳造バー

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	1,598 点
(2) 鋳造用コバルトクロム合金	18 点

2 屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼	30 点
----------	------

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合（1 顎につき）

1 シリコン系	166 点
2 アクリル系	100 点



「特定保険医療材料の定義について」  
(令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 12 号) の一部改正について

- 1 別表のⅡの 058(3)③オを次に改める。
  - オ 摩耗粉を軽減するための以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。
    - i 材質が表面酸化処理ジルコニウム合金であること。
    - ii 材質又は表面コーティングが窒化チタンニオブであること。
- 2 別表のⅡの 073(1)①中「「体内固定用肋骨髄内釘」又は「手術用ナビゲーションユニット」」を「「体内固定用肋骨髄内釘」、「体内固定用腓骨髄内釘」又は「手術用ナビゲーションユニット」」に改める。

(別添1参考)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」  
（令和4年3月4日保医発 0304 第10号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
(別紙1) 材料料 M002～M009 (略) M010 金属歯冠修復（1個につき） 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,092点</u> (2) 4分の3冠 <u>1,365点</u> 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>370点</u> b 複雑なもの <u>684点</u> ロ 5分の4冠 <u>861点</u> ハ 全部金属冠 <u>1,083点</u> (2) 小臼歯・前歯 イ インレー a 単純なもの <u>252点</u> b 複雑なもの <u>501点</u> ロ 4分の3冠 <u>618点</u> ハ 5分の4冠 <u>618点</u> ニ 全部金属冠 <u>775点</u> 3 (略)	(別紙1) 材料料 M002～M009 (略) M010 金属歯冠修復（1個につき） 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,057点</u> (2) 4分の3冠 <u>1,321点</u> 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>408点</u> b 複雑なもの <u>754点</u> ロ 5分の4冠 <u>948点</u> ハ 全部金属冠 <u>1,194点</u> (2) 小臼歯・前歯 イ インレー a 単純なもの <u>277点</u> b 複雑なもの <u>552点</u> ロ 4分の3冠 <u>682点</u> ハ 5分の4冠 <u>682点</u> ニ 全部金属冠 <u>855点</u> 3 (略)

M010-2 (略)		M010-2 (略)	
M010-3 接着冠 (1 歯につき)		M010-3 接着冠 (1 歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 前歯	<u>618 点</u>	(1) 前歯	<u>682 点</u>
(2) 小臼歯	<u>618 点</u>	(2) 小臼歯	<u>682 点</u>
(3) 大臼歯	<u>861 点</u>	(3) 大臼歯	<u>948 点</u>
2 (略)		2 (略)	
M010-4 根面被覆 (1 歯につき)		M010-4 根面被覆 (1 歯につき)	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	<u>370 点</u>	イ 大臼歯	<u>408 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>252 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>277 点</u>
(2) (略)		(2) (略)	
2 (略)		2 (略)	
M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)		M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>966 点</u>	1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>1,064 点</u>
2 (略)		2 (略)	
M011-2~M016-3 (略)		M011-2~M016-3 (略)	
M017 ポンティック (1 歯につき)		M017 ポンティック (1 歯につき)	
1 鋳造ポンティック		1 鋳造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	<u>1,247 点</u>	イ 大臼歯	<u>1,374 点</u>
ロ 小臼歯	<u>939 点</u>	ロ 小臼歯	<u>1,035 点</u>
(2) (略)		(2) (略)	
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	
イ 前歯	<u>749 点</u>	イ 前歯	<u>826 点</u>
ロ 小臼歯	<u>939 点</u>	ロ 小臼歯	<u>1,035 点</u>
ハ 大臼歯	<u>1,247 点</u>	ハ 大臼歯	<u>1,374 点</u>

(2) (略)		(2) (略)	
M017-2~M019 (略)		M017-2~M019 (略)	
M020 鑄造鉤 (1個につき)		M020 鑄造鉤 (1個につき)	
1 14カラット金合金		1 14カラット金合金	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	<u>1,415点</u>	イ 大・小白歯	<u>1,369点</u>
ロ 犬歯・小白歯	<u>1,151点</u>	ロ 犬歯・小白歯	<u>1,114点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大白歯	<u>1,151点</u>	イ 大白歯	<u>1,114点</u>
ロ 犬歯・小白歯	<u>884点</u>	ロ 犬歯・小白歯	<u>855点</u>
ハ 前歯 (切歯)	<u>681点</u>	ハ 前歯 (切歯)	<u>659点</u>
2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	<u>997点</u>	イ 大・小白歯	<u>1,099点</u>
ロ 犬歯・小白歯	<u>780点</u>	ロ 犬歯・小白歯	<u>859点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大白歯	<u>684点</u>	イ 大白歯	<u>754点</u>
ロ 犬歯・小白歯	<u>595点</u>	ロ 犬歯・小白歯	<u>656点</u>
ハ 前歯 (切歯)	<u>552点</u>	ハ 前歯 (切歯)	<u>608点</u>
3 (略)		3 (略)	
M021 線鉤 (1個につき)		M021 線鉤 (1個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 14カラット金合金		2 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	<u>676点</u>	(1) 双子鉤	<u>655点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>523点</u>	(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>506点</u>
M021-2 コンビネーション鉤 (1個につき)		M021-2 コンビネーション鉤 (1個につき)	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合		1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	<u>276点</u>	(1) 前歯	<u>304点</u>

(2) 犬歯・小臼歯	<u>298 点</u>	(2) 犬歯・小臼歯	<u>328 点</u>
(3) 大臼歯	<u>342 点</u>	(3) 大臼歯	<u>377 点</u>
2 (略)		2 (略)	
M021-3 磁性アタッチメント (1 個につき)		M021-3 磁性アタッチメント (1 個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 キーパー付き根面板		2 キーパー付き根面板	
(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))		(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))	
キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。		キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	<u>684 点</u>	イ 大臼歯	<u>754 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>501 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>552 点</u>
(2) (略)		(2) (略)	
(キーパー) (略)		(キーパー) (略)	
M023 バー (1 個につき)		M023 バー (1 個につき)	
1 鋳造バー		1 鋳造バー	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	<u>1,598 点</u>	(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	<u>1,761 点</u>
(2) (略)		(2) (略)	
2 (略)		2 (略)	
M030 (略)		M030 (略)	

(別添2参考)

「特定保険医療材料の定義について」(令和4年3月4日保医発0304第12号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～057 (略)</p> <p>058 人工膝関節用材料</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 大腿骨側材料・全置換用材料(間接固定型)・特殊型 次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 膝関節の機能を代替するために大腿骨側に使用する材料であること。</p> <p>イ 置換する部位が全置換用(再置換用を含む。)であること。</p> <p>ウ 再建用大腿骨遠位補綴用及び再建用大腿骨表面置換用に該当しないこと。</p> <p>エ 固定方法が間接固定であること。</p> <p>オ 摩耗粉を軽減するための以下の<u>いずれかの</u>加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。</p> <p><u>i</u> 材質が表面酸化処理ジルコニウム合金であること。</p>	<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～057 (略)</p> <p>058 人工膝関節用材料</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 大腿骨側材料・全置換用材料(間接固定型)・特殊型 次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 膝関節の機能を代替するために大腿骨側に使用する材料であること。</p> <p>イ 置換する部位が全置換用(再置換用を含む。)であること。</p> <p>ウ 再建用大腿骨遠位補綴用及び再建用大腿骨表面置換用に該当しないこと。</p> <p>エ 固定方法が間接固定であること。</p> <p>オ 摩耗粉を軽減するための以下の加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。</p> <p>材質が表面酸化処理ジルコニウム合金であること。</p>

ii 材質又は表面コーティングが窒化チタンニオブであること。

④～⑰ (略)

059～072 (略)

073 髄内釘

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

① 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（４）整形用品」又は「機械器具（12）理学診療用器具」であって、一般的名称が「体内固定用ネジ」、「体内固定用ナット」、「体内固定用大腿骨髄内釘」、「体内固定用脛骨髄内釘」、「体内固定用上肢髄内釘」、「体内固定用肋骨髄内釘」、「体内固定用腓骨髄内釘」又は「手術用ナビゲーションユニット」であること。

② (略)

(2)～(3) (略)

074～224 (略)

(新設)

④～⑰ (略)

059～072 (略)

073 髄内釘

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

① 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（４）整形用品」又は「機械器具（12）理学診療用器具」であって、一般的名称が「体内固定用ネジ」、「体内固定用ナット」、「体内固定用大腿骨髄内釘」、「体内固定用脛骨髄内釘」、「体内固定用上肢髄内釘」、「体内固定用肋骨髄内釘」又は「手術用ナビゲーションユニット」であること。

② (略)

(2)～(3) (略)

074～224 (略)